

第13回兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 議 事 録

1 日 時 平成29年12月13日(水) 午前10時30分～11時20分

2 場 所 兵庫県後期高齢者医療広域連合 会議室

3 出 席 者

(1) 兵庫県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員

会長 力宗 幸男 委員 小川 一茂 委員 坂井 希千与

委員 篠原 光児 委員 小野 秀明

(2) 事務局

事務局長 東野 展也 事務局次長 長谷川 義晃

情報システム課長 内橋 宣明 給付課長 中西 保美

資格保険料課長 濱本 範子 他

4 議 題

審議事項

- ① 第三者行為による損害賠償事件にかかる裁判所への個人情報の提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)
- ② 個人情報の提供の制限に関する例外事項について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

5 傍 聴 人 なし

6 議事の要旨

審議事項

- ① 第三者行為による損害賠償事件にかかる裁判所への個人情報の提供について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

(事務局) 本件は、第三者行為による損害賠償請求の訴えを提起するに当たり、訴訟資料として裁判所に個人情報を提供することについて、ご審議を賜るものである。事件の概要は、当広域連合被保険者が自転車で走行中に第三者が運転していた乗用車と衝突して負傷し、被保険者は医療機関で治療を受けた。当広域連合は、医療機関に支払った医療給付費から、被保険者の事故における過失を相殺した上で、乗用車を運転していた第三者である加害者に損害賠償金を請求したが、

支払いに応じないので、加害者を被告とし支払いを求めて訴えを提起するものである。

諮問書の「1 提供する個人情報」は、別紙に記載している提供する個人情報のとおりである。まず、訴状には当事者である当広域連合と被告の住所、氏名、及び訴外事故被害者、すなわち被保険者の氏名などが記載されている。なお、民事訴訟法第133条の規定により、訴えの提起は訴状を裁判所に提起しなければならないものとされている。

次に、交通事故がいつ、どこで発生したものか立証するための「交通事故証明書」には、被告及び被保険者の住所、氏名、生年月日などがある。

事故の発生状況を立証するための「事故発生状況報告書」には被保険者及び被告の氏名、押印があり、被告が損害賠償支払い義務を認めていたことを立証するための「誓約書」には、被告の住所、氏名、押印などが記載されている。

被害者である被保険者が事故で負ったけがを治療するために、医療機関を受診し、当広域連合がこの治療費を支払った証拠となる「診療報酬明細書」には、被保険者の氏名、被保険者番号、性別、生年月日のほか傷病名、投薬や処置など診療の詳しい内容、診療リストなどが記載されている。

次に、損害賠償金額の立証のための、「損害賠償金算出の内訳書」には、被保険者の氏名、被保険者番号のほか受診医療機関名、診療年月、診療日数、診療件数及びそのうちの事故対象分、給付額及びそのうちの事故対象分を一覧表にしており、被害者の過失割合なども記載している。

次に、当広域連合が自賠責保険から賠償金の支払いを受け取れなかったことを立証するための「自動車損害賠償責任保険支払不能通知」には被害者の氏名、第三者の自賠責保険の証明書番号などが記載されている。

最後に、被告に対して損害賠償金の支払いを催告したこと及び催告した後6か月以内に本件訴訟を提起したことにより、時効が中断していることを立証するため提出する「催告書」には被告及び被保険者の住所、氏名などが記載されている。

諮問書の「2 提供の時期」は、本日審査会で答申をいただいた後、今月中に訴えを提起する予定につき、平成29年12月以降とし、「3 提供先」は、神戸簡易裁判所、「4 提供方法」は、弁護士から紙文書により提出、「5 提供の目的」は、これらの資料を証拠として提出することにより、十分な主張立証を尽くし、公正、妥当な訴訟を遂行するためとしている。

以上のことについて個人情報保護条例では、第8条第1項各号で、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる例外を定めているが、裁判所への個人情報の提供は、法令などの定めがあるとき、本人の同意があるときなど第1号から第3号に該当せず第4号の

審査会の意見を聞いた上で公益上の必要があると実施機関が認めるときに該当することから、今回諮問する。

(会 長) ただいまの説明に関して、意見・質問はあるか。

(委 員) 訴状を裁判所に提出すると、通常副本が被告に送達されて、被告の手元にも訴状と証拠として提出したものと全く同じものが送付される。提供の意味がどの範囲まで射程距離になるかわからないが、被告にも提供するという形になるのか。

(事務局) 結果的には被告側にも同様の書類が行く。個人情報の提供先は、神戸簡易裁判所であるが、裁判所から民事訴訟法に基づき訴状や書証が被告に送達されることになる。

(会 長) 自動的に行くということになる。すると、提供先が簡易裁判所というだけでは少しまずいということか。

(事務局) 広域連合が訴状等を提出するのはあくまで神戸簡易裁判所になる。裁判所が民事訴訟法に基づいて訴訟の当事者の一方である被告に訴状を送達するのは、裁判所が行うことなので、提供先としては、神戸簡易裁判所としている。

(委 員) やはり、被告も入れておいたほうがいいのではないか。そもそも副本というのは原告が被告の分も作成して、被告に送達してもらうために裁判所に提出するものであり、あらかじめ広域連合が書類を作成して、「被告に送ってください。」という趣旨。そのような趣旨から考えると被告も提供先に入れておいたほうがよい。

(事務局) 答申書で提出先を神戸簡易裁判所と被告とすることとしたい。

(会 長) 今の修正は、提供先を、神戸簡易裁判所及び被告（第三者）とするということだが、ほかにないか。

(事務局) 何点か追加の御説明をしたい。1点は診療報酬明細書の扱いで、診療報酬明細書に関してはいわゆるセンシティブ情報である病名等が記載されているので、裁判所に証拠書類として提出するに当たって慎重に扱う必要があるということ、第三者行為によるもの以外の傷病名については、その部分をマスキングすることを考えている。本件には私病は無いのでマスキングの必要はないが、通常そういう取り扱いにしたい。

次に、本件訴訟の場合、個人情報として裁判所に提出する証拠書類等は、訴状を含めてここに記載しているとおりであるが、これ以外に、警察が作った実況見分調書等を証拠書類として提出する可能性がある。その場合は、裁判所に調査嘱託の申し立てをして、証拠書類として出すという形になるので、法令に基づくものとして扱うことになる。

なお、この訴訟は、現在は簡易裁判所であるが上告審に行く可能性もある。それに関しては、審議事項2で類型化についてご審議いただくことにしている。

(会 長) ありがとうございます。ほかによろしいか。それでは、審議事項①の諮問書3の提出先を、神戸簡易裁判所及び被告（第三者）に修正をするということによろしいか。

審査会の意見をまとめたいと思うが、まず本件が、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関以外のものに提供できる事由を定めた個人情報保護条例第8条第1項各号のうち、第4号の「審査会の意見を聞いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するかを判断する必要があるが、これについては、本件訴訟は、貴広域連合が行った保険給付の適正化を図るためのものであり、個人の権利利益の保護とを比較衡量した上で、個人情報を訴訟資料として神戸簡易裁判所及び被告（第三者）に提供することについては、十分な主張立証を尽くし、本件訴訟を公正・妥当に遂行しようとするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。それから、提供する個人情報の保護のための必要な措置だが、診療報酬明細書の提供にあたっては、本件訴訟とは関係のない傷病名等が記載されている場合は、これを伏せて提供するなど特に慎重に取り扱うこととしてはどうか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、今申し上げた結論を答申としてまとめたいと思うのでお待ちいただきたい。

(事務局が答申案を委員に配付)

(会 長) それでは、今配付された答申案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

(事務局) それでは、答申案を読み上げる。

① 公益上の必要性について 本件訴訟は、貴広域連合が行った保険給付の適正化を図るためのものであり、個人の権利利益の保護とを比較衡量をしたうえで、個人情報を訴訟資料として神戸簡易裁判所及び本件訴訟の被告（第三者）に外部提供することについては、十分な主張立証を尽くし、本件訴訟を公正・妥当に遂行しようとするものであることから、公益に資するものであると認められるので妥当である。

② 提供する個人情報の保護のための必要な措置 診療報酬明細書の提供にあたっては、本件訴訟とは関係のない傷病名などが記載されている場合は、これを伏せて提供するなど特に慎重に取り扱うこと。

以上です。

(会 長) 今の事務局から読み上げていただいた答申案、これでいいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、広域連合長への答申書は、今読み上げのあった案の内容で、私と

事務局で調整させていただくことでよろしいか。

(全委員) 異議なし。

- ② 個人情報の提供の制限に関する例外事項について
(個人情報保護条例第8条「提供の制限」に関して)

(会長) 本件は、前回の審査会で積み残しになった案件であるが、個人情報の提供の制限に関する例外事項についての審議を行いたい。事務局からの説明をお願いする。

(事務局) 個人情報保護条例第8条において、実施機関は個人情報の目的外利用及び提供を制限されているが、第4号で、あらかじめ審査会の意見を聞いた上で公益上の必要性があると実施機関が認めるときは例外的に可能とされている。

前回、11月8日の審査会で、この例外として争訟の当事者である当広域連合が訴訟資料を裁判所に提出する場合をあらかじめ類型として定めておくことについて諮問させていただいたが、争訟の提起ということでは、そもそも条例の例外事項である類型としては範囲が広過ぎるのではないか等の意見をいただいたので、前回の諮問を取り下げ、今回改めて争訟の範囲を限定して類型化することについて諮問させていただくものである。

諮問書について説明させていただく。資料1ページ、諮問書の「1 類型」としては、「ア 当広域連合が訴えを提起する不当利得返還請求又は損害賠償請求の訴訟」「イ 当広域連合の処分の取り消し、又は無効等の確認を求める訴訟」「ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項に規定する当広域連合の処分についての審査請求」のいずれかに該当する訴訟又は審査請求において、当広域連合が保有する個人情報を裁判所、訴訟の被告、又は審査庁に提供する場合としている。このア、イ、ウについて、具体的にどのような事例を想定しているかについては、資料の2ページに記載している。まず、(1)の不当利得返還請求は当広域連合が支払った医療給付費を民法第703条の規定により返還請求するもので、例としては、国や県が医療機関に対して指導(監査)を行ったところ、診療報酬の算定が誤っていたことが判明したため、当広域連合から医療機関に対して、誤って請求されていた額を返還請求したが、医療機関が支払いに応じなかったため、訴えを提起する場合などである。訴えの相手方となる被告は、病院など保険医療機関や薬局などになる。提供する個人情報は、被告が診療報酬などを医療保険者などに返還することに同意していたことを立証するための返還同意書、返還金額の算定の根拠を立証するための返還金内訳書などとなる。資料5ページの返還同意書には、被告である保険医療機関などの所在地や法人名、法人格のない個人病院の場合は医師個人の情報が、

資料6ページの返還金内訳書には、その保険医療機関などを受診していた被保険者の被保険者番号や氏名などが記載されている。当広域連合が訴えを提起するものとしては、不当利得返還請求のほか、2ページの(2)の損害賠償請求があり、これは先程審議事項①で説明したとおり、例としては、当広域連合の被保険者が交通事故などの第三者の不法行為により負った傷病について、当広域連合は給付した費用を加害者である第三者に損害賠償請求し、支払いに応じない場合は加害者を被告として訴えを提起する場合などである。訴えの相手方や提供する個人情報の具体例は、審議事項①で説明したものとほぼ同様である。

次に、3ページの「2 当広域連合が訴えを提起されるもの」は、当広域連合が行った処分を取り消し又は無効等の確認を求めて当広域連合が訴えを提起された場合である。当広域連合が行う処分としては、被保険者の認定、保険料額の決定、療養費や高額療養費の支給、又は不支給の決定などがある。(2)の訴えを提起する者、すなわち原告は、これらの処分の対象となった被保険者、又は被保険者が死亡している場合はその相続人などが考えられる。(3)の提供する個人情報は、当該処分の根拠となった情報、具体的には被保険者資格の認定の根拠となった障害の状況、保険料の算定の根拠となる所得の状況、療養費や高額療養費の支給の根拠となる受診医療機関や診療内容、そのほか原告が被保険者の相続人になる場合は、死亡した被保険者との相続関係を明らかにする資料などが考えられる。また、保険料の算定には被保険者本人の所得だけでなく、同一世帯の別の世帯員の所得も影響するので、原告と同一世帯の所得状況なども提出する場合がある。さらに、原告や原告と同一世帯の者以外の個人情報として、療養費の支給申請の添付書類として提出される同意書などに記載された医師個人の氏名、原告以外の相続に対し療養費などが支給されることについて訴えを提起した場合は、この原告以外の相続人と死亡した被保険者との相続関係を明らかにする資料などが想定される。

次に、「3 当広域連合の処分に係る高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項に規定する審査請求にかかるもの」については、先ほどの「処分の取消し、又は無効等の確認を求める訴え」と同様、被保険者やその相続人が当広域連合の行った処分について、審査庁である兵庫県に設置されている後期高齢者医療審査会に審査請求した場合、当広域連合が弁明書のほかに処分の根拠となる資料を審査会に提供する場合であり、提供する個人情報などは、先ほどの「2 取消し、又は無効等の確認を求める訴え」と同様である。

1ページの諮問書に戻っていただいて、2の個人情報を提供する理由は、先ほど説明した訴訟や審査請求において、当事者である当広域連合が主張立証を十分に尽くすことで、事実関係を正確に反映させ、公正かつ妥当な争訟を遂行するには、個人の権利利益の保護とを比較衡量したうえで、個人情報を含む資

料を裁判所又は審査庁に提出することが必要な場合があるためとしている。

当広域連合の個人情報保護条例では、第8条第1項で個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報を実施機関以外の者に提供することは制限されているが、その例外として同項第4号に定める「あらかじめ審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき」に該当するものとして、類型を定めることについて、今回、諮問するものである。

(会 長) ただいまの説明について質問、意見はあるか。

諮問書の理由のところ、個人情報を含む資料を裁判所又は審査庁に提出することが必要な場合と書いてあるが、審議事項①の例により、第三者、被告とかを追加すべきではないか。

(事務局) 裁判所及び当広域連合以外の訴訟の当事者という表現でどうか。

(会 長) 審査庁の場合はどうか。

(事務局) 審査庁の場合も審査請求人に（副本が）行くので、当然審査請求人を含むとなる。審査庁の後ろにも審査請求人を含むと括弧で入れさせていただきたい。

(会 長) ほかに意見は。

(委 員) 資料の3ページに広域連合が訴えを提起されるケースとして、処分の取り消し又は無効等の確認を求める訴えというのが挙がっているが、いわゆる行政上の義務づけ訴訟や差止訴訟が提起されるということは現状想定されていないのか。

(事務局) そのような訴訟も考えられるが、今後、発生する訴訟としてはやはり処分に対する取消訴訟が一番可能性が高いということで、今回はこのような形で類型化の例として諮らせていただいている。これ以外の訴訟が提起され、裁判所等に個人情報を提供することになるのであれば、審査会にお諮りすることになる。

(会 長) 一応可能性はなきにしてもあらずだが、今のところは類型化に入れず、そういう事例が生じたら、新たに審査会で審議するということか。

(事務局) そのとおり。

(会 長) 類型の目的というのは、ある程度起こりやすい、起こり得る可能性のあるものをまとめておいて、それに当たるような案件については審査会を開かなくてもよろしいというためですよね。

(事務局) はい。

(会 長) ですから、例外は当然出てくるわけですから、そのときは審査会を開かないといけないということでもいいですね。

(事務局) はい。

(会 長) ほかに意見は。

それでは、この案件について、意見をまとめたいと思うが、類型を定めることについては、次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き、包括的に承認したものとして、今後当審査会の意見を求める必要ないもの

とすると。

なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断が付きがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、あらためて当審査会の意見を求めることとしてはどうか。

そして、その類型そのものについては、公益上の必要から以下のアからウまでのいずれかに該当する訴訟又は審査請求において、貴広域連合が保有する個人情報（裁判所（広域連合以外の訴訟の当事者を含む）又は審査庁（審査請求人を含む）に提示をする場合。ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができず、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められる場合に限る。アは当広域連合が訴えを提起する不当利得返還請求又は損害賠償請求の訴訟。イは当広域連合の処分の取消し又は無効等の確認を求める訴訟。それから、ウは高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項に規定する貴広域連合の処分についての審査請求。

理由については、当事者である貴広域連合がその主張立証を十分に尽くすことで事実関係を正確に反映させ公正かつ妥当な争訟を遂行するためには、個人の権利利益の保護とを比較衡量したうえで、その収集の目的にかかわらず個人情報を含む資料を裁判所（貴広域連合以外の訴訟の当事者を含む）又は審査庁（審査請求人を含む）に提出することは公益上の必要性が認められるため。

そして、提供する個人情報の保護のための必要な措置であるが、診療報酬明細書等のプライバシー性の高い情報を提供する場合には、例えば、当該訴訟又は審査請求とは関係のない傷病名や診療内容等をマスキングして提供するなど慎重に取り扱うこと、としてはどうか。

（全委員） 異議なし。

（事務局が答申案を委員に配付）

（会 長） それでは、今配付された意見書案を確認したいと思うので、事務局より説明いただきたい。

（事務局） それでは、答申案を読み上げる。

- ① 類型化について 次の類型に該当する事案については、あらかじめ当審査会の意見を聞き包括的に承認したものとして、今後、個別に当審査会の意見を求める必要のないものとする。なお、運用に当たり、類型に該当するか否かの判断が付きがたい事案や慎重な取り扱いを要する事案については、改めて当審査会の意見を求めること。
- ② 類型 公益上の必要から、以下のアからウまでのいずれかに該当する訴訟又は審査請求において、貴広域連合が保有する個人情報を裁判所（貴広域連合以外の訴訟の当事者を含む）又は審査庁（審査請求人を含む）に提供する場合。ただし、特定の個人の識別がなければその目的を達成することができ

ず、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる場合に限る。
ア 貴広域連合が訴えを提起する不当利得返還請求又は損害賠償請求の訴訟
イ 貴広域連合の処分の取消し又は無効等の確認を求める訴訟 ウ 高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項に規定する貴広域連合の処分についての審査請求

- ③ 理由 当事者である貴広域連合が、その主張立証を十分に尽くすことで事実関係を正確に反映させ公正かつ妥当な争訟を遂行するためには、個人の権利利益の保護とを比較衡量した上で、その収集の目的にかかわらず個人情報を含む資料を裁判所（貴広域連合以外の訴訟の当事者を含む）又は審査庁（審査請求人を含む）に提出することは、公益上の必要性が認められるため。
- ④ 提供する個人情報の保護のための必要な措置。診療報酬明細書等のプライバシー性の高い情報を提供する場合には、例えば、当該訴訟又は審査請求とは関係のない傷病名や診療内容等をマスキングして提供するなど慎重に取り扱うこと。以上です。

(会 長) この答申案でよろしいか。

(全委員) 異議なし。

(会 長) それでは、広域連合長への答申書は、今読み上げのあった案の内容で、私と事務局で調整させていただくことでよろしいか。

(全委員) 異議なし。